

物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領運用基準

制 定 平成19年3月28日 青経理第1438号、青総第985号
 最終改正 平成20年9月1日 青経理第1118号、青財管第175号

物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(以下「指名停止要領」という。)の運用については、この基準によるものとする。

第1 指名停止の期間の運用

措 置 要 件	適 用 基 準	期 間
(虚偽記載) 1 県と締結する物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約(以下「県発注物品等調達契約」という。)に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格申請書その他の入札前の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 文書偽造、事前共謀があるなど、特に悪質と認められる場合 (2) 複数の虚偽の記載があるなど、悪質と認められる場合 (3) その他の場合	6箇月 3箇月 1箇月
(過失による欠陥品の納入等) 2 県発注物品等調達契約の履行に当たり、過失により欠陥品を納入し、又は業務を粗雑に行つたと認められるとき(かしが軽微であると認められる場合を除く。)	(1) 取替え、補修等によつても初期の目的を全く達成できないなど、その影響が重大であると認められる場合 (2) 取替え、補修等によつても初期の目的を達成できないなど、その影響が大きいと認められる場合 (3) その他の場合	6箇月 3箇月 1箇月
3 県内における物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約で県発注物品等調達契約以外のもの(以下「一般契約」という。)の履行に当たり、過失により欠陥品を納入し、又は業務を粗雑に行つた場合において、かしが重大であると認められるとき。	(1) 取替え、補修等によつても初期の目的を全く達成できないなど、その影響が重大であると認められる場合 (2) 取替え、補修等によつても初期の目的を達成できないなど、その影響が大きいと認められる場合 (3) その他の場合	3箇月 2箇月 1箇月
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、県発注物品等調達契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 契約の相手方の事由による契約解除 ア 契約に違反し、契約が解除された場合 イ その他の場合 (2) 正当な理由がなく、期限内に契約を履行することができなかった場合 (3) 必要な報告を怠つた場合 (4) 検査業務等の執行を妨害した場合 (5) その他契約書、仕様書等に係る違反 ア 損害を生じさせるなど、その影響が大きき場合 イ その他の場合	12箇月 1箇月 1箇月 1箇月 2箇月 1箇月 2週間

<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 県発注物品等調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 重傷者(30日以上の治療を要する負傷者をいう。以下同じ。)を生じさせた場合 (4) その他負傷者を生じさせた場合 (5) 重大な損害を生じさせた場合 (6) その他損害を生じさせた場合</p>	<p>6箇月 4箇月 2箇月 1箇月 2箇月 1箇月</p>
<p>6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 負傷者又は重大な損害を生じさせた場合</p>	<p>3箇月 2箇月 1箇月</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた関係者事故)</p> <p>7 県発注物品等調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該契約の履行に係る関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 重傷者を生じさせた場合 (4) その他負傷者を生じさせた場合</p>	<p>4箇月 2箇月 1箇月 2週間</p>
<p>8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該契約の履行に係る関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 負傷者を生じさせた場合</p>	<p>2箇月 1箇月 2週間</p>
<p>(贈賄)</p> <p>9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 名簿登載業者である個人又は名簿登載事業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>(2) 名簿登載業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時県との契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>(3) 名簿登載業者の使用人で、(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p>	<p>(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 (2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等 (3) 刑法又は特別法による使用人の逮捕等</p>	<p>12箇月 9箇月 6箇月</p>
<p>10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 (2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等 (3) 刑法又は特別法による使用人の逮捕等</p>	<p>9箇月 6箇月 3箇月</p>
<p>11 次の(1)又は(2)に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等</p>	<p>(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 (2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等</p>	<p>9箇月 3箇月</p>

<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>12 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>(1) 公正取引委員会による刑事告発がなされた場合、又は代表者等(名簿登載事業者である法人の代表者、名簿登載事業者である個人又は名簿登載事業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員をいう。以下同じ。)が逮捕された場合</p> <p>(2) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令がなされた場合</p>	<p>16 箇月</p> <p>12 箇月</p>
<p>13 県と締結した契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 公正取引委員会による刑事告発がなされた場合又は代表者等が逮捕された場合であって、当該契約に地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものが含まれる場合</p> <p>ア 代表役員等の逮捕</p> <p>イ 一般役員等の逮捕</p> <p>ウ 使用人の逮捕等</p> <p>(2) 公正取引委員会による刑事告発がなされた場合、又は代表者等が逮捕された場合((1)に掲げる場合を除く。)</p> <p>(3) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令がなされた場合</p>	<p>36 箇月</p> <p>30 箇月</p> <p>24 箇月</p> <p>24 箇月</p> <p>18 箇月</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>14 代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>(1) 代表役員等の逮捕等</p> <p>(2) 一般役員等の逮捕</p> <p>(3) 使用人の逮捕等</p>	<p>16 箇月</p> <p>14 箇月</p> <p>12 箇月</p>
<p>15 県と締結した契約に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>(1) 当該契約に地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令の適用を受けるものが含まれる場合</p> <p>ア 代表役員等の逮捕等</p> <p>イ 一般役員等の逮捕等</p> <p>ウ 使用人の逮捕等</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>ア 代表役員等の逮捕等</p> <p>イ 一般役員等の逮捕等</p> <p>ウ 使用人の逮捕等</p>	<p>36 箇月</p> <p>30 箇月</p> <p>24 箇月</p> <p>24 箇月</p> <p>21 箇月</p> <p>18 箇月</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>16 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 県と締結した契約における不正又は不誠実な行為</p> <p>ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>(ア) 代表役員等の逮捕等</p> <p>(イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等</p> <p>イ その他法令違反があった場合</p> <p>ウ 正当な理由がなく落札決定後に契約締結を辞退するなど、著しく信頼関係を損なう行為があった場合</p> <p>(2) 県内における不正又は不誠実な行為</p> <p>ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>(ア) 代表役員等の逮捕等</p> <p>(イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等</p> <p>イ その他法令違反があった場合</p>	<p>9 箇月</p> <p>4 箇月</p> <p>2 箇月</p> <p>1 箇月</p> <p>6 箇月</p> <p>3 箇月</p> <p>1 箇月</p>

	(3) 県外において、法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 ア 代表取締役の逮捕等 イ 一般役員等の逮捕等	6箇月 2箇月
17 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	(1) 県内におけるもの ア 特に悪質及び社会的影響が大きいと認められる場合 イ その他の場合 (2) 県外におけるもの ア 特に悪質及び社会的影響が大きいと認められる場合 イ その他の場合	9箇月 3箇月 6箇月 1箇月

附 則

この運用基準は、平成19年3月28日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成20年9月1日から施行する。